

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に統括主任の職名にある者（技能職員及び業務職員を除く。）については、別に辞令を用いることなく、この訓令の規定に基づき、主任を命じられたものとする。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)